

(ご家庭へ持ち帰ってみんなで読みましょう)

第 194 回組合会のご報告



■ 健康保険組合の財政状況について

平成 26 年 3 月 17 日 (月) に「第 194 回組合会」が開催され、平成 26 年度の事業計画ならびに収入支出予算が承認可決されましたので、お知らせします。

平成 20 年度に高齢者医療制度が創設されて以来、当健保組合は、健康保険料収入の約 5 割の額を納付金・支援金等として国に納めています。

平成 26 年度の予算では、被保険者 1 人当たりになると、みなさまと会社から納めていただく健康保険料は 455 千円で、そのうちの 216 千円を納付金・支援金等として国に納めることになります。

さらに医療費は 1 人当たり 268 千円かかる見込みで、健康保険料だけで納付金・支援金等と医療費がまかないきれない状態です。

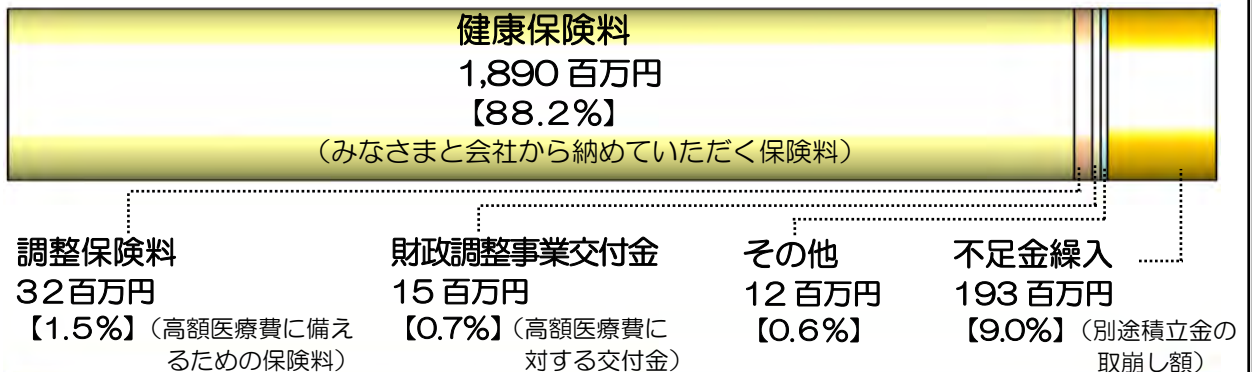
これは当健保組合に限らず、全国の健保組合の約 9 割も同様の状態です。

このような状況下、当健保組合の平成 26 年度予算は、約 1 億 9 千万円の不足金が発生し、6 年連続の赤字となる見込みです。財政上、大変厳しい状況ではありますが、赤字分は別途積立金を取崩して対処し、平成 26 年度の健康保険料率と介護保険料率は据え置くことを組合会で決議いたしました。

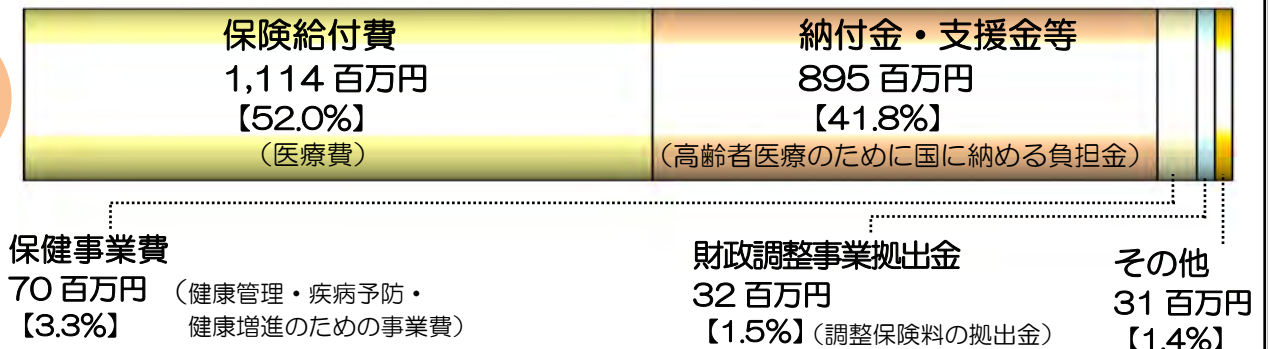
少しでも健保組合の財政を改善していくには、みなさまのご理解が必要です。当健保組合としましては、今後も医療費削減に向けた保健事業を積極的に推進してまいりますので、加入者のみなさまのご協力をよろしくお願いいたします。

■ 平成 26 年度の収入支出予算について

収入



支出



	【健康保険】	【介護保険】
平成 26 年度の平均被保険者数(見込み)と保険料率について	<input type="checkbox"/> 被保険者数 4,152 人 <input type="checkbox"/> 健康保険料率 1000 分の 80 事業主(会社) 1000 分の 48 被保険者 1000 分の 32	<input type="checkbox"/> 第 2 号被保険者数 2,219 人 <input type="checkbox"/> 介護保険料率 1000 分の 16 事業主(会社) 1000 分の 8 第 2 号被保険者 1000 分の 8 (第 2 号被保険者とは、40 歳から 64 歳までの健康保険料徴収者)

平成26年度の保健事業について



各保健事業については、平成25年度の事業を継続して実施します。変更点及び平成26年度に新たに実施する事業は次のとおりです。

健康保険証の一齐更新を行います！

現在の健康保険証の有効期限は平成26年6月30日で、健康保険証を一齐に更新します。詳細は別途お知らせしますが、それに先立ち、現在、被扶養者がいらっしゃる被保険者を対象に、被扶養者の状況確認を行っています。状況確認票が配布された方はご協力をお願いします。

新しい健康保険証について

- 以前の健康保険証と区別するため、健康保険証の表面の色が変わります。
(緑色から青色に変更)
- 改正臓器移植法の施行に伴う法令改正により、裏面に臓器提供意思表示欄を設けます。
(意思表示の記入は任意です)



裏面の臓器提供意思表示欄のイメージ

注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で渡してください。

住所

備考

※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1. から3. までのいずれかの番号を○で囲んでください。

1. 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。
2. 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。
3. 私は、臓器を提供しません。

〈1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。〉

[心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球]

〔特記欄〕

署名年月日： 年 月 日

本人署名(自筆)： 家族署名(自筆)：

医療機関による子宮がん検査等の補助を開始します！

(自己採取以外も補助を行います)

従来より郵送による自己採取の子宮頸がん検査の補助を行なっていますが、平成26年4月から、医療機関で受診する子宮がん検査も対象とし、上限2,000円の補助を行います。

対象の検査：・子宮頸がん検査(自己採取もしくは子宮頸部細胞診)
・子宮体がん検査 ・エコー検査

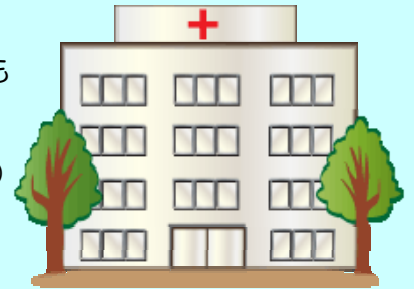
開始時期：平成26年4月1日以降受診分から

補助金額：上限2,000円を補助(2,000円未満の場合は実費)

申請方法：当健保組合のホームページから「子宮がん検査等補助申請書」をダウンロードし、領収書(原本)を添付して、当健保組合または各事業所の健保担当者までご提出下さい。(当月25日までに当健保組合に到着した分を、翌月25日に各事業所を通して被保険者にお支払いします)

備考：当健保組合が実施する自己採取の子宮頸がん検査と、上記の補助は併用して利用することはできません。

4月1日以降に補助対象の検査を受診し、領収書を紛失した方は当健保組合までお問合わせ下さい。



脳ドック補助について(自己負担額12,000円で脳ドックが受診できます)

平成26年度の脳ドックの補助枠は100名までとなります。(申込み順で定員数に達した場合は、次年度に優先的に受診いただけます)

なお、脳ドック補助制度の利用は5年に1回ですので、平成25年度に補助を受けられた方は、次回は平成30年度以降に再度補助を受けることができます。

変わったのは、消費税率ではありません！ 健康保険に関して4月からココが変わりました！

平成 26 年 4 月から、健康保険についていくつかの変更がありました。たとえば医療費については、診療報酬が改定されたことにより、初診料や再診料等が引き上げられ、みなさまの自己負担額（3割～1割）も健保組合の負担額（7割～9割）も増えています。

その他、主な変更点は次のとおりですのでご注意ください。

平成 26 年 4 月から医療費が変わりました！

初 診 料

医科 2,700 円 ▶ 2,820 円 (+120 円)

歯科 2,180 円 ▶ 2,340 円 (+160 円)

再 診 料

医科 690 円 ▶ 720 円 (+30 円)

歯科 420 円 ▶ 450 円 (+30 円)



調 剤 基 本 料

400 円 ▶ 410 円 (+10 円)

※ 自己負担割合は年齢等に応じて3～1割となります。

診療報酬の改定により、左記のとおり、医療機関で支払う初診料・再診料が引き上げられました。また、調剤基本料等も引き上げられました。



Q 診療報酬って何？

A 診療報酬とは、病院や診療所などの医療機関が行った手術や検査、薬などの保険医療サービスに対する公定価格のことです。2年に1度見直し改定が行われます。



平成 26 年 4 月から 新たに 70 歳になる方の医療費の自己負担割合が 2 割になりました！

これまでは、特例により 70～74 歳の一般所得者の医療費の自己負担割合は 1 割に据え置かれていました。

しかし、平成 26 年 4 月 1 日以降に新たに 70 歳になる方（昭和 19 年 4 月 2 日以降生まれの方）については、70 歳に達した月の翌月以後の診療分（4 月に 70 歳に達した方は 5 月診療分）から自己負担割合は 2 割となります。

平成 26 年 3 月 31 日以前に 70 歳に達した方については、4 月 1 日以降も自己負担割合は 1 割です。

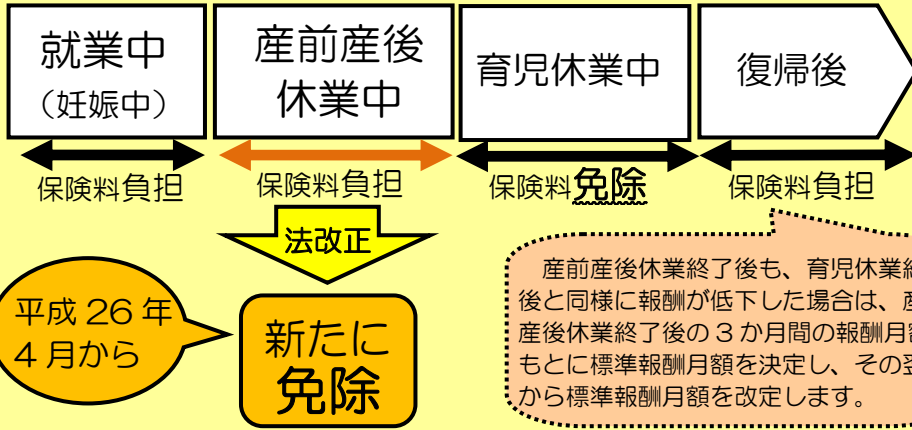
（ご参考）医療費の自己負担割合とその対象者

小学校入学前	2 割	
小学校入学後 70 歳未満	3 割	
70 歳 ～74 歳	一般（昭和 19 年 4 月 1 日以前生まれの方）	1 割
	一般（昭和 19 年 4 月 2 日以降生まれの方）	2 割
	現役並み所得者	3 割

※ 自己負担割合が 2 割となっても、70～74 歳の一般所得者の高額療養費の自己負担限度額は、これまでどおり入院 44,400 円、外来 12,000 円となります。

**平成26年4月30日以降に産前産後休業が終了する方は
産前産後休業中の保険料が免除されます！**

平成26年4月から、育児休業と同様に、産前産後休業期間中も、保険料（健康保険・厚生年金）が免除されるようになりました。
産前産後休業期間とは、産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）、産後8週間のうち、妊娠及び出産を理由として被保険者が業務に従事しなかった期間です。



平成27年1月からは 高額療養費制度の自己負担限度額が変わります！

見直し前		見直し後	
70歳未満	月単位の自己負担限度額	70歳未満	月単位の自己負担限度額
上位所得者 標準報酬月額 53万円以上	150,000円+ (医療費-500,000円)×1% ※ 4か月目からは83,400円	標準報酬月額 83万円以上	252,600円+(医療費-842,000円) ×1% ※ 4か月目から140,100円
一般所得者 (上位所得者 低所得者以外)	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% ※ 4か月目からは44,400円	標準報酬月額 53万円~79万円	167,400円+(医療費-558,000円) ×1% ※ 4か月目から93,000円
低所得者 (住民税非課税)	35,400円 ※ 4か月目からは24,600円	標準報酬月額 28万円~50万円	変更なし
		標準報酬月額 26万円以下	57,600円 ※ 4か月目から44,400円
		低所得者 (住民税非課税)	変更なし

医療費の自己負担額には限度額があり、それを超えた額は高額療養費として支給されます。
現在この限度額は、上位所得者・一般所得者・低所得者の3区分で計算されていますが、平成27年1月からは上記の表のように区分を細かくして計算されるようになります。

平成26年春の健康ウォークが開催されました！！

4月5日(土)、健康保険組合連合会 愛知連合会主催の春の健康ウォークが、尾張旭~瀬戸で行われ、愛知県の67健保組合から3,998組、7,956人の参加がありました。当健保組合からは、37組105人の加入者の方が参加し、ウォーキングを楽しんでいただきました。
当日は絶好のウォーキング日和となり、参加者は、さくらまつりが開催されていた「城山公園」で桜を楽しんだり、無料解放された「愛知県森林公園植物園」を見るなどしました。
今回参加されなかった方も、ぜひ次回(10月開催予定)ご参加下さい！

